

常陸大宮市公共施設等の利活用に関する 民間提案制度運用指針

常陸大宮市

令和４年８月

1 本指針の趣旨

この指針は、常陸大宮市公共施設等総合管理計画において示す、施設の利活用に関する取組方針に基づき、公共施設等（未利用市有財産を含む。以下「公共施設等」という。）の管理運営に関して公民連携の手法を取り入れるため、公共施設等の利活用や運営に関して民間事業者から提案を募り、事業化（公共施設等の賃貸借及び売払いを含む。以下同じ。）を検討する制度である「公共施設等の利活用に関する民間提案制度（以下「民間提案制度」という。）」の運用について、必要な事項を定めるものとする。

2 民間提案制度の概要

民間提案制度は、民間事業者からの視点で、公共施設等の活用・管理に関する提案を幅広く求め、公共施設マネジメントの取組や地域課題の解決につながる提案がある場合は、民間事業者との対話・協議を経て、事業化を図る制度である。

当該民間事業者との協議が成立し、事業化が決定した場合は、随意契約により契約を締結することを前提とするが、協議が成立した場合においても、提案に係る予算案が議会で承認されない等の事由により、事業を実施できない場合もあり、必ずしも事業化を保障するものではない。

3 事業実施までの流れ

(1) 提案の募集

市において、提案を求める公共施設等を選定の上、別途募集要項を公表し、提案の募集を開始する。

(2) 事前相談（質問）・現地確認

市は、民間事業者が提案内容を検討するに当たり、事前相談を受け付けるとともに、必要に応じて現地確認の機会を設けるものとする。

(3) 提案の受付

募集要項に基づき、民間事業者からの提案を受け付ける。

(4) 協議対象の選定（交渉権者の決定）

ア 参加資格審査

提出された書類により提案者の参加資格要件を確認し、要件を満たす者の提案を有効提案とする。

イ 提案審査

プレゼンテーションにより提案を受け、公共施設マネジメントの取組や地域課題の解決につながるものを協議対象として選定し、交渉権者を決定する。

ウ 事業化に向けた協議

交渉権者と事業実施に向けた諸条件等について協議する。

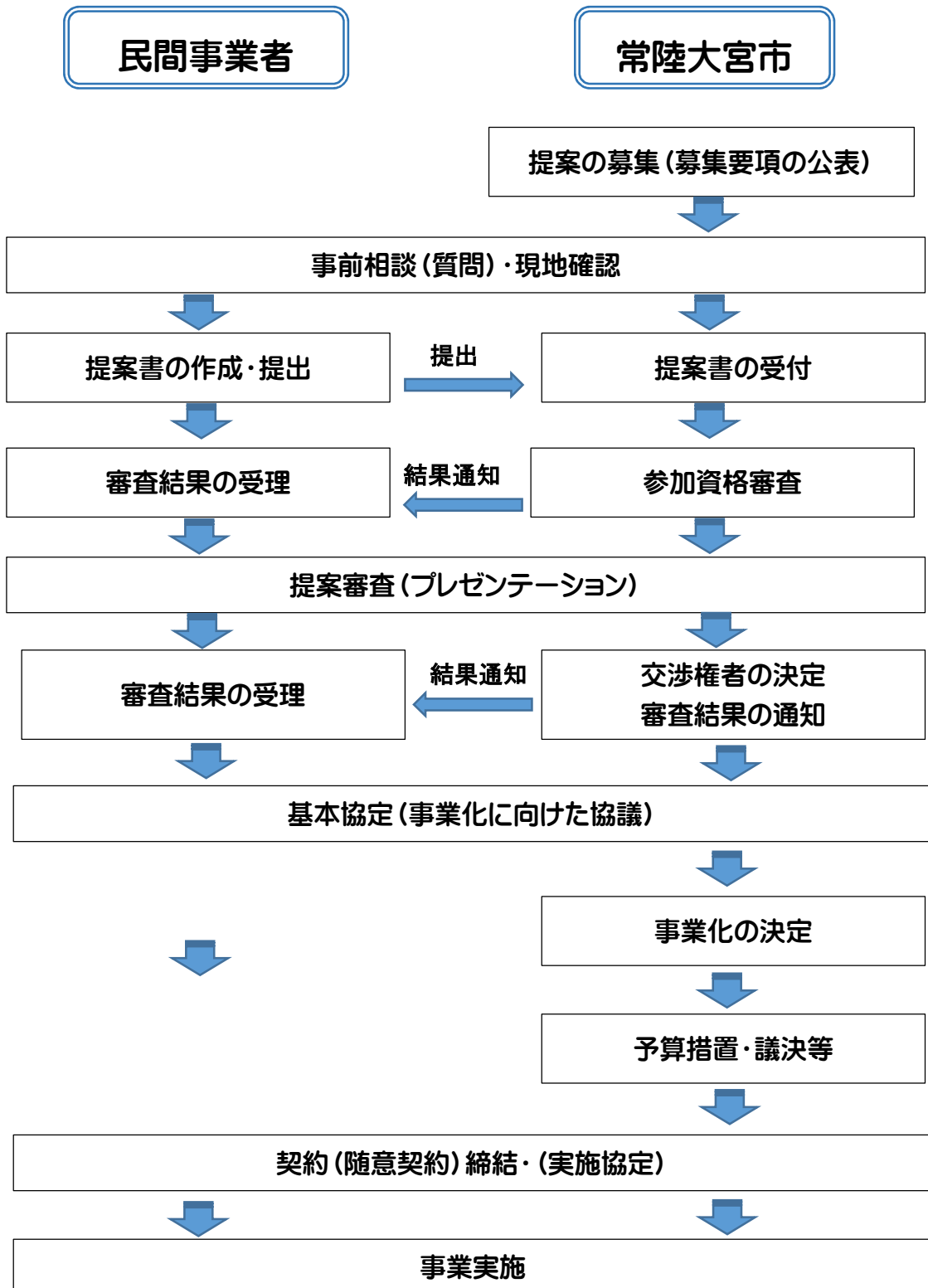
エ 契約の締結

協議が成立（双方合意）した場合は、事業化を決定し、市と交渉権者が随意契約を締結する。

オ 事業実施

交渉権者は、事業者として提案を履行する。

《民間提案制度の実施フロー》



4 民間提案制度の対象となる公共施設等

民間提案制度の対象となる公共施設等は、次に掲げるもののうち、管理運営や利活用について民間活力を活用することが有効であり、民間参入の可能性があるものとして、市行政改革推進本部において決定された公共施設等とする。

- (1) 公の施設
- (2) 既に廃止され、又は廃止することが決定している公共施設等
- (3) 未利用地

5 提案の受付

- (1) 提案の募集方法

提案を募集する際は、事前に募集方法、受付期間、提案を求める事項等を定めた募集要項を案件ごとに作成し、市ホームページ等で公表する。

- (2) 受付期間

提案の募集における公平性を確保するため、受付期間は原則として60日以上設けるものとする。

6 提案者の資格条件等

- (1) 提案者の条件

ア 民間提案制度により提案を行う者（以下「提案者」という。）は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO法人その他の法人、個人事業主又は任意団体とする。

イ 提案者は、単独又は共同体（複数の企業・団体等により構成されたもの）とし、共同体で応募する場合には、参加表明時に提案者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にしなければならない。

ウ 提案者は、事業化に向け必要となる市その他の関係機関等との協議、調整等を適切に実施できる能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者とする。

- (2) 参加資格要件

受付期間の最終日において、次の要件のいずれかに該当する者（共同体の場合は、全ての構成員を含む。）は、提案者になることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている者

ウ 常陸大宮市暴力団排除条例（平成24年常陸大宮市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団又はそれと密接な関係を有している者

エ 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税等の滞納をしている者

オ 政治活動や宗教活動を主な目的としている者

(3) 応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関する書類の作成及び提出に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

イ 提出書類の取扱い、著作権等

(ア) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、提出書類は返却しない。

(イ) 市は、提案者の提出書類を提案審査以外には無断で使用しないものとし、また、第三者にその情報を漏らしてはならない。

(ウ) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

(エ) 提案者が事業実施者となった場合は、提出書類の著作権は市に帰属するものとする。

ウ 法令等の遵守

提案者は、提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認するものとし、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属する。

エ 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(イ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(ウ) その他失格相当であると市が認める事項があった場合

オ その他

アからエまでに定めるもののほか、応募に当たって必要な事項がある場合は、募集要項に定めるものとする。

7 提案方法

提案に当たっては、次に掲げる書類のほか、案件毎に募集要項で定める書類を提出させるものとする。また、質疑や事前相談の方法等についても、案件毎に募集要項で定めるものとする。

(1) 参加申込書（様式第1号）

(2) 誓約書（様式第2号）

8 提案要件

(1) 提案内容

ア 提案内容は、市総合計画に掲げるまちづくりに沿う内容とし、公共施設マネジメントの取組や地域課題の解決等に貢献する事業とする。

- イ 提案内容は、次のいずれにも該当するものとする。
 - (ア) 市との協議過程を経て確実に実施できる事業であること。
 - (イ) 原則として、市において新たな財政支出を伴わないものであること。ただし、市のまちづくりに多大な貢献をする提案であり、市が新規に予算設定をすべきと判断するものについては、この限りではない。
- (2) 提案内容の実施期間
提案内容の実施期間は、原則として5年以上の長期事業として実施できるものとする。

9 協議対象の選定

- (1) 提案審査
 - ア 所管課において、提出された書類により提案者の参加資格要件を確認し、要件を満たす者の提案を有効提案とする。参加資格要件を確認した場合は、その旨及び提案審査の日程を提案者に通知する。
 - イ 提案審査は審査委員会が行い、提案者によるプレゼンテーションにより実施する。ただし、提案を求める内容によっては書類審査等のみとすることができる。
- (2) 審査委員会
審査委員会は、次の者で構成する。
 - 委員長 当該公共施設等を所管する部長
 - 副委員長 当該公共施設等を所管する課長
 - 委員 企画政策課長、総務課長、財政課長、その他委員長が指名する者
- (3) 提案審査の審査項目等
提案審査の審査項目等は、案件毎に募集要項に定める。

10 事業化に向けた協議

- (1) 事業化に向けた協議
 - ア 市と交渉権者は、提案内容を基に事業化に向けて協力して事業の詳細に関する協議や必要な手続等を行い、事業の枠組みを整備する。
 - イ 市と交渉権者は、提案の事業化に際して必要がある場合は、当該公共施設等の指定管理者その他の関係者と協議を行い、事業実施に向けた調整を行う。
 - ウ 市は、交渉権者との協議及び関係者との調整の結果、協議が成立（市と交渉権者の双方が合意）に至った場合は、交渉権者を事業実施者として決定する。
 - エ 協議の期間は、原則として提案内容が協議対象として選定された日から1年以内とする。ただし、市が必要と判断した場合は、この限り

ではない。

(2) 協議における留意事項

ア 協議に係る費用は、交渉権者の負担とする。

イ 民間提案制度は解除条件付きの制度であり、交渉権者との協議が成立した場合においても、提案に係る予算案が議会で承認されない等の事由により、事業を実施できなくなった場合は、事業化されないことがある。

ウ イの場合において、当該事業が実施できなくなった事由が解決したときは、交渉権者と協議の上、事業化を図るものとする。

1 1 契約の締結

(1) 契約締結

市と交渉権者は、協議成立後、提案事業の実施について随意契約により契約を締結するものとする。

(2) 契約の時期

市と交渉権者は、次に定める時点において契約を締結するものとする。

ア 予算措置その他の手続が不要の場合は、協議が成立した時点

イ 予算措置その他の手続が必要な場合は、当該手続等が完了した時点

1 2 その他

この指針に定めるもののほか、民間提案制度の運用に関し必要な事項は、募集要項に定める。

附 則

この指針は、令和4年8月1日から適用する。

様式第 1 号

参加申込書

令和〇年〇月〇日付けで公募のあった「〇〇の利活用に関する民間提案」に参加したいので、次のとおり申し込みます。

提案者

事 業 者 名	
所 在 地	
共 同 体 の 有 無	☐ 有（共同体名は上記事業者名欄に、この欄に共同体内の構成員名を記載） ☐ 無
主 たる 担 当 者	氏名： 電話： メール：

提案内容

提 案 名		
提 案 概 要		
類似業務の実績		
事 業 期 間		
概 算 事 業 費	総額：	単年度：
備 考		

※この様式は、案件毎に適宜補正して使用することができる。

様式第 2 号

年 月 日

誓 約 書

常陸大宮市長 様

提案者住所
商号又は名称
代表者氏名

私（共同体の場合は全ての構成員）は、常陸大宮市公共施設等の利活用に関する民間提案制度に参加するに当たり、次に掲げる事項について誓約します。

なお、誓約内容に相違があった場合、本提案への参加資格を取り消されることについて、異議は申しません。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者ではありません。
- 2 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている者ではありません。
- 3 常陸大宮市暴力団排除条例（平成 24 年常陸大宮市条例第 24 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又はそれと密接な関係を有している者ではありません。
- 4 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税等の滞納をしている者ではありません。
- 5 政治活動や宗教活動を主な目的としている者ではありません。